

## 三重県北牟婁郡紀北町議会

### 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

平成17年10月11日に旧紀伊長島町と旧海山町は合併し、紀北町が誕生しました。旧両町の議会では、合併問題に関する調査特別委員会を設置し、審議を重ね、合併の推進に大きく貢献してまいりました。

紀北町議会では、合併時31人であった議員数を、平成18年には合併協定による議員定数の22人とし、また、平成22年、26年には、議員定数検討特別委員会を設置・協議を行い、2名ずつの定数削減を行っています。現在の議員定数は16人となっています。

議員定数の削減に伴い、委員会構成を見直し、3常任委員会を2常任委員会とすることで、能率的で円滑な委員会運営に資するよう努めています。それぞれの委員会では、閉会中でも所管事務の調査が可能となるよう継続調査の申し出を行い調査を行っています。また、年度当初においては、町政における主要事業に対して、計画説明・成果の報告を求めめるため、管内視察（調査）を実施しています。

本会議での議案の審議については、平成25年定例会と臨時会において一般会計補正予算を否決、その後の定例会で修正可決するなど、監視機能の強化に努めています。

平成26年の定例会における一般質問者は、延べ46人、1定例会当たり12人となっています。町民からの意見・要望を汲み取り、改善案を提言するなど、政策提案に努めています。

一般質問は、合併前の旧紀伊長島町では、一問一答方式を導入しており、合併後も引き続き採用しています。議員側に質問席を設置し、執行部との対面とし、議員1人当たりの質問時間は30分以内、件数については、制限しないこととしています。

また、人事案件以外の議案の審議については、常任委員会に付託することを原則としています。特に、請願等の審査については、紹介議員・関係課長の出席要求を行い、閉会後も継続審査にするなど慎重審議に努めています。意見書の提出を求めると請願が採択された場合には、積極的に関係機関に対し、意見書を提出しています。

また、必要に応じて、全員協議会や特別委員会を設置して審議しています。全員協議会では、議員半数以上の者から招集請求を行うなど、議会内での協議・意見調整にも積極的に取り組んでいます。執行部から町政運営の重要問題について意見を求められた場合には、積極的に意見を出し合い、町政施策に反映さ

れるよう努めています。

また、町政の重要施策については、特別委員会を設置し、閉会中でも継続して調査を行っています。これまで、まちづくりや活性化、新庁舎の建設・支所機能のあり方、防災計画等を抜本的に見直すための特別委員会を、議長を除く全議員で構成し、調査研究を行ってきました。専門家を招いての講演及び意見交換などを経て、議論を尽くしたあと、決議による議会意思の表明により、町長に対し、積極的に政策提言を行うことに努めています。

議会改革の取り組みについても、これまで、全員協議会で、様々なことに協議検討を重ねています。平成24年には、附属機関・任意団体の委員就任の見直しを行い、平成25年には、反問権の導入、予算の付託方法について、活発な議論がなされています。

現在、予算決算の審査方法については、予算は所管の常任委員会に分割付託、決算は委員7人で構成する特別委員会を設置して審査にあたっていますが、全議員が予算決算の審査に参加することができるよう全員協議会で1年間の勉強期間を設け、検討が行われているところです。随時、議員から要望のあった事項は、全員協議会で取り上げ協議しています。一例として、平成26年3月議会定例会から、議案に対する議員の賛否情報を会議録に、資料として添付するよういたしています。

また、旧海山町では合併前の平成14年から、議員の資質向上と政策立案能力の向上を図るため、政務調査費を交付しており、合併後も引き続き、この制度を活用しています。

県議長会、J I A M全国市町村国際文化研修所主催の研修会へも、新人議員をはじめ積極的に参加しており、事務局としても、研修機関等からの案内文書は全て、議員に配付や議員掲示板に掲示するなど周知を行っています。

## 2 住民に開かれた議会

開かれた議会としての取り組みについて、町ホームページ内に議会情報コーナーを設け、議会の概要や議員名簿、本会議・委員会の傍聴方法などについて掲載しています。

定例会・臨時会の開催にあたっては、議会運営委員会終了後、町ホームページに新着ニュースとして、議事日程・会期日程を掲載し、また、一般質問通告内容などは、地方新聞等報道機関に事前に公表しています。

委員会等の開催にあたっては、本会議同様、原則公開するものとしており、定例会中の常任委員会においても、原則1日1委員会の開催としています。

また、本会議における傍聴者には、議事日程・会期日程表を配付しています。議案書については、ファイル閉じたものを傍聴席に備え付けることで閲覧可

能としています。傍聴席は、バリアフリーで車イスでも傍聴できるスペースを確保するとともに、前席は記者席として使用できるよう机を設置しています。発言者の声を聞き取りやすくするため、傍聴席に向かってスピーカーも設置しています。

定例会本会議の様子は、定例会実施月に、ケーブルテレビによる議会放送（録画）を実施しています。来庁者向けにも、役場庁舎 1 階待合ロビーにモニターを設置しています。本会議終了後 1 週間を目途に、開会から閉会までの審議の過程を一定期間（約 2 週間）にわたり、繰り返し放送しています。放送の時間帯は、概ね午前 6 時から午後 12 時までとし、一般質問の内容に重点を置いた放送内容としています。

また、定例会実施月に、前回定例会の一般質問の内容を、町広報に掲載しています。議員 1 人の一般質問・答弁の内容を 2,000 字程度に要約し、町民にわかりやすい内容とするよう編集作業に努めています。毎年の議員研修視察についても広報で、状況報告を行っています。本町が直面する主要課題について、年度当初の全員協議会で検討のうえ、毎年先進地への行政視察研修を全議員で実施しています。平成 26 年度は、「学校の統廃合」、「津波避難タワーの整備」、「議会改革」のテーマを設け研修視察を実施しています。

### **3 地域振興のために特別な取組みをした議会**

平成 23 年 3 月に全員協議会を開催し、東日本大震災で被災を受け、本町の遠洋かつお漁船が入港することでも関わりのある被災地に対し、復興支援策を検討、被災者に対する生活支援として活用していただくよう義援金を寄贈することに決定しました。

義援金の額は、議員 1 人あたり 1 ヶ月の報酬手当相当額 15 万円とし、議員 18 人分で合計 270 万円を翌 4 月に送金しました。